

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 理事会・評議員会の開催について

2020.2.26

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、理事会・評議員会の開催についての問合せをいただいております。理事会・評議員会を実地で開催せずに、議案を決議する方法として、「理事会/評議員会決議の省略」がありますので、参考までに情報提供いたします。

## 決議の省略とは

### 【評議員会決議の省略】

議決に加わることでできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決することの評議員会の決議があったものとみなされます。

### 【理事会決議の省略】

理事が理事会の決議の目的である事項（議題）を提案した場合、議決に加わることでできる全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決することの理事会の決議があったものとみなされます。

## 各種様式について

決議の省略に関する各種様式は、以下のとおり町田市ホームページに掲載しています。

- ・トップページ>医療・福祉>地域福祉>社会福祉法人の認可等・指導検査>資料
- ・インターネット検索で、「町田市 社会福祉法人 決議の省略」と検索

### 【町田市ホームページ掲載様式等】

- ・決議の省略を行う場合の流れ
- ・提案書様式 ・同意書様式 ・確認書様式 ・議事録作成例

これは、理事会・評議員会等の開催を自粛するように求めるものではありません。実地での開催の有無は各法人で判断してください。

各法人におかれましては、引き続き国等の新型コロナウイルスに関する最新情報を確認してください。

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：[fukushi040@city.machida.tokyo.jp](mailto:fukushi040@city.machida.tokyo.jp)

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可等・指導検査（トップページ>医療・福祉>地域福祉）

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/tiukihukushoka/fukusininkasidou/index.html>

